

尼崎税務署から確定申告のお知らせ

◆ 確定申告

令和7年分の所得税、贈与税の申告・納付期限は3月16日（月）、消費税は3月31日（火）です。
確定申告書等の提出は、是非e-Taxをご利用ください。

◆ 確定申告書の作成方法

スマートフォンやパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用いただくと、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで自動計算で申告書が作成できます。

所得税や消費税の申告書、青色申告決算書や収支内訳書に加えて、贈与税の申告書も作成できます
ので是非ご利用ください。

同コーナーは、スマートフォンやパソコンから「作成コーナー」で検索するか、下記のコードをスマートフォンのカメラから読み込んでご利用ください。



◆ スマートフォンで申告する場合

マイナンバーカード読取対応のスマートフォン、マイナポータルアプリ、マイナンバーカードとともに、マイナンバーカードの2種類のパスワード（数字4桁と英数字6～16文字）が必要です。

※ マイナポータル連携を利用してことで、ふるさと納税などの証明書等データを取得し、確定申告書に自動入力・自動計算ができます。



マイナポータル連携の詳細はこちら

◆ 確定申告会場

尼崎リサーチ・インキュベーションセンター（道意町7丁目1-3）です。

開設期間は、2月16日（月）から3月16日（月）の9～17時です（相談の受付は16時まで）。

来場者数によっては、16時より早めに受付を終了する場合があります。

会場への入場には、LINE公式アカウントから事前予約が可能です。なお、来場の際は、事前にマイナポータルアプリをインストールした上で、スマートフォン、マイナンバーカードとともに、マイナンバーカードの2種類のパスワードをご用意ください。

また、期間中は、尼崎税務署舎内での申告相談及び申告書作成を行っておりません。

相続税の相談も受け付けておりませんのでご注意ください。

上記（2月16日（月）から3月16日（月））以外の期間は、事前予約制にて申告相談を行っています。

◆ 申告書や申請書の郵送先

大阪国税局業務センター阪神分室 〒661-8522 若王寺3丁目11番46号

◆ 納税には便利な振替納税をご利用ください

振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる便利・安心・確実な制度です。

書面による申請のほかに、金融機関届出印の不要なオンライン申請も可能です。オンライン申請の場合は、申告所得税・消費税のそれぞれについて申請が必要です。

また、申告所得税のみ振替納税を利用されている方が、消費税の振替納税を利用する場合は、納期限までに、新たに消費税の振替依頼書の提出が必要です。

口座振替日 申告所得税及び復興特別所得税：令和8年4月23日（木）

消費税及び地方消費税（個人事業者）：令和8年4月30日（木）

書かない ✕ 確定申告 //

マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

すでに 約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

自宅から
申告可能

※メンテナンス時間をお除く

24時間
利用可能

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

受信通知から
いつでも内容確認

添付書類
提出不要

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

早期還付
(3週間程度で還付)

※書類提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です

スマホでも
できちゃう♪

作成コーナー

マイナポータル連携
の詳細はこちら

国税庁 法人番号7000012050002